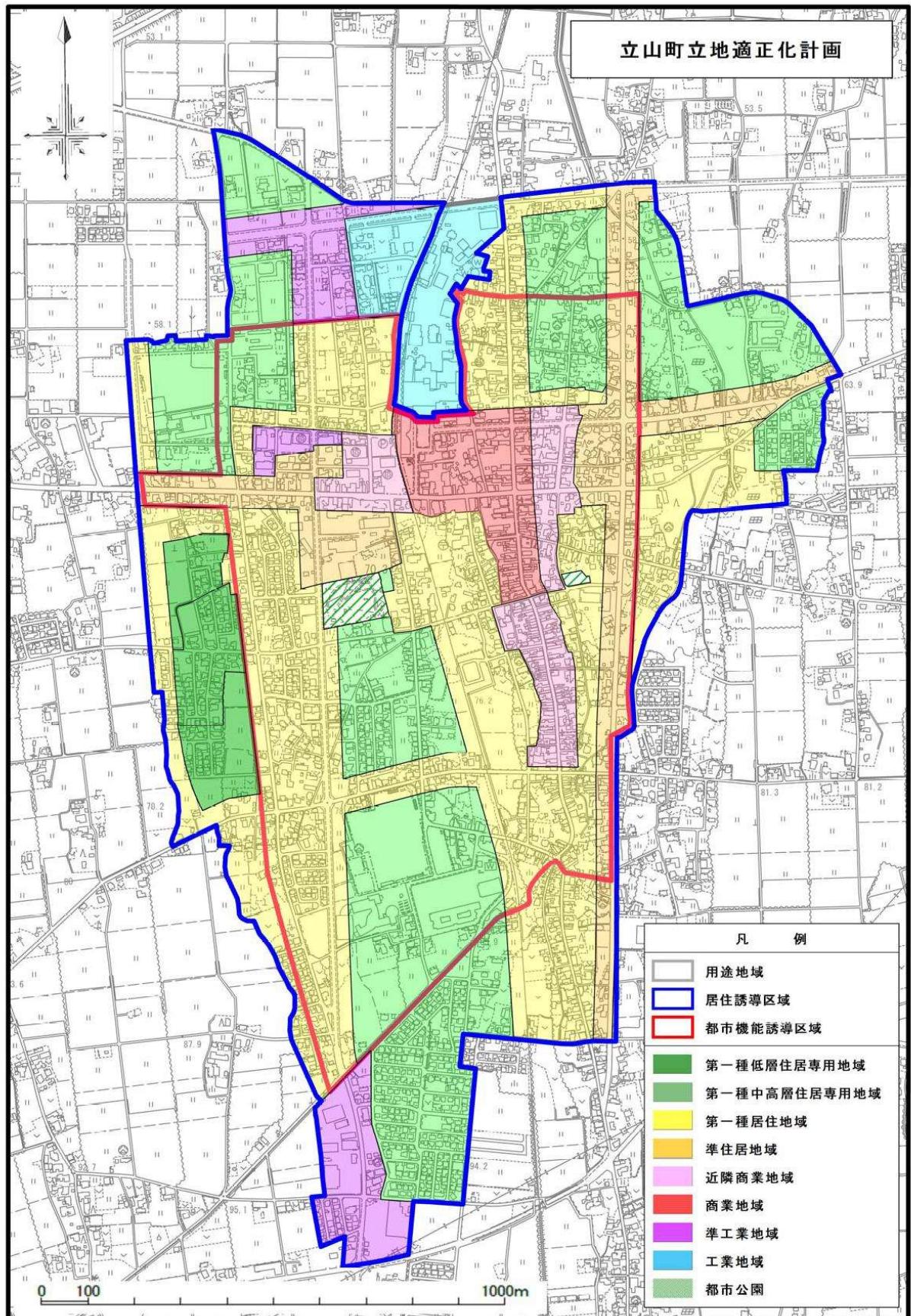


立山町立地適正化計画における誘導区域（背景：用途地域区分図）



立山町立地適正化計画における誘導施設

以下の施設は、都市機能誘導区域外において開発・建築しようとする場合や、都市機能誘導区域内に既に立地しているものを休止又は廃止しようとする場合に、町への届出が必要になります。

都市機能	施設分類
行政	役場庁舎、立山町消防本部
保健福祉	保健福祉拠点施設（立山町保健センター、立山町社会福祉協議会）
子育て支援	子育て支援拠点施設（立山町こどもホーム）
医療	診療所（医療法第1条の5に規定する診療所）
金融	銀行・信用金庫・組合
教育・文化	中学校、図書館・立山町交流センター（立山町元気交流ステーション（みらいぶ）のイベント広場、会議室、交流スペース）